

佐賀県告示第百九十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十五条において準用する同法第三十二条第一項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの指定を取り消した。

平成二十一年四月二十一日

佐賀県知事 古川 康

- 一 名称 社会福祉法人あやめ会
- 二 住所 唐津市久里二〇七三番地二
- 三 事務所の所在地 唐津市久里二〇七三番地二
- 四 取消年月日 平成二十一年三月三十一日